

「振替決済口座管理規定」の一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

(下線箇所は改正部分)

[実施日：平成22年7月1日]

新	旧
<p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理規定</p> <p>(この規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う振替株式等（<u>株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」をいいます。</u>以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。</p> <p>第2条～第7条 [現行どおり]</p> <p>(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)</p> <p>第8条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、<u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総優先出資者通知、受益者登録の請求の取次ぎ若しくは総受益者通知（以下第26条において「総株主通知等」といいます。）又は個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>第9条、第10条 [現行どおり]</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第11条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1)～(3) [現行どおり]</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事</p>	<p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理規定</p> <p>(この規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う振替株式等（<u>上場投資信託受益権を除きます。</u>以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。<u>また、振替株式等の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の株式等の振替に関する業務規程に定めるものとし</u>ます。</p> <p>第2条～第7条 [ 略 ]</p> <p>(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)</p> <p>第8条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式については、総株主通知又は個別株主通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第9条、第10条 [ 略 ]</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第11条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1)～(3) [ 略 ]</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事</p>

新	旧
<p>項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。</p> <p>(1)、(2)〔現行どおり〕</p> <p>(3) 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、<u>優先出資者又は受益者</u>（以下本条において「株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該株主等ごとの数量</p> <p>(4) 特別株主、特別投資主、<u>特別優先出資者若しくは特別受益者</u>（以下本条において「特別株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量</p> <p>(5)、(6)〔現行どおり〕</p> <p>(7) 前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等</p> <p>(8)〔現行どおり〕</p> <p><u>3 前項第1号の数量は、振替上場投資信託受益権については、その1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。</u></p> <p>4 〔現行どおり〕</p> <p>5 当社とのお取引のため振替株式等を当社の振替決済口座へ振替える場合、前各項の手続きをまたずに振替株式等の振替の申請があったものとして取り扱います。</p> <p>6 第2項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限りです。）を行うお客様は、振替株式、振替投資口、<u>振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権</u>を同項第5号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、<u>振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権</u>の株主、投資主、<u>優先出資者若しくは受益者</u>の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。</p> <p>第12条～第14条 〔現行どおり〕 （担保株式等の取扱い）</p>	<p>項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。</p> <p>(1)、(2)〔略〕</p> <p>(3) 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主又は優先出資者（以下本条において「株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該株主等ごとの数量</p> <p>(4) 特別株主、特別投資主若しくは特別優先出資者（以下本条において「特別株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量</p> <p>(5)、(6)〔略〕</p> <p>(7) 前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主ごとの数量並びに当該株主の氏名又は名称及び住所並びに<u>当該株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等</u></p> <p>(8)〔略〕 〔新設〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 <u>お客様が当社とのお取引のため、振替株式等を当社の振替決済口座へ振替える場合、前各項の手続きをまたずに振替株式等の振替の申請があったものとして取り扱います。</u></p> <p>5 第2項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限りです。）を行うお客様は、振替株式、振替投資口又は振替優先出資を同項第5号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口又は振替優先出資の株主、投資主若しくは優先出資者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。</p> <p>第12条～第14条 〔略〕 （担保株式等の取扱い）</p>

新	旧
<p>第15条 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出又は特別受益者の申出をすることができます。</p> <p>2 お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>3 [現行どおり] (担保設定者となるべき旨のお申出)</p> <p>第16条 お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等（登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資）について、当社に対し、振替株式等の質権設定者（登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者）となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。</p> <p>2 お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。</p> <p>第17条 [現行どおり] (振替先口座等の照会)</p> <p>第18条 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。</p> <p>2 お客様が振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする</p>	<p>第15条 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出又は特別優先出資者の申出をすることができます。</p> <p>2 お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債及び担保新株予約権（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>[ 新 設 ]</p> <p>第16条 [ 略 ] (振替先口座等の照会)</p> <p>第17条 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。</p> <p>2 お客様が振替株式の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場</p>

新	旧
<p>場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。</p> <p>3 お客様が当社に対する振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。</p> <p><u>第19条</u> [現行どおり] (振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い)</p> <p><u>第20条</u> お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債又は振替上場投資信託受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債又は振替上場投資信託受益権について、抹消の申請があったものとみなします。</p> <p><u>第21条～第24条</u> [現行どおり] (振替受益権の併合等に係る手続き)</p> <p><u>第24条の2</u> 当社は、振替受益権の併合又は分割により、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p> <p><u>2</u> 当社は、信託の併合又は分割により、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p> <p>(振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)</p> <p><u>第24条の3</u> 振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きをさせていただきます。</p> <p>(配当金等に関する取扱い)</p> <p><u>第25条</u> お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座(以下「預金口座等」といいます。)への振込みの方法により配当金又は分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金又は分配金を受領する預金口座等の指定(以下「配当金等振込指定」といいます。)の取次ぎの請求をすることができます。</p> <p>2 お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座への振込みによ</p>	<p>場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。</p> <p>3 お客様が当社に対する振替株式の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。</p> <p><u>第18条</u> [ 略 ] (振替新株予約権付社債の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い)</p> <p><u>第19条</u> お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債について、抹消の申請があったものとみなします。</p> <p><u>第20条～第23条</u> [ 略 ]</p> <p>[ 新 設 ]</p> <p>[ 新 設 ]</p> <p>(配当金等に関する取扱い)</p> <p><u>第24条</u> お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座(以下「預金口座等」といいます。)への振込みの方法により配当金(振替投資口にあつては分配金。以下本条において同じ。)を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金を受領する預金口座等の指定(以下「配当金振込指定」といいます。)の取次ぎの請求をすることができます。</p> <p>2 お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座(以下「登録配</p>

新	旧
<p>り、お客様が保有する全ての銘柄の配当金又は分配金を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。）又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限り、）に応じて当社に対して配当金又は分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金又は分配金を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>3 お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1) お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金又は分配金の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。</p> <p>(2) お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金又は分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。</p> <p>(3) [現行どおり]</p> <p>(4) お客様に代理して配当金又は分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金又は分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金又は分配金の受領割合等については、発行者による配当金又は分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。</p> <p>(5) 発行者が、お客様の受領すべき配当金又は分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金又は分配金の支払債務が消滅すること。</p> <p>(6) 当社がお客様に代理して受領した配当金又は分配金は、お客様の預り金勘定口座に入金すること。</p>	<p>当金受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金を受領する方法（以下「登録配当金受領口座方式」といいます。）又はお客様が発行者から支払われる配当金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限り、）に応じて当社に対して配当金の支払いを行うことにより、お客様が配当金を受領する方式（以下「株式数比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>3 お客様が前項の株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1) お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。</p> <p>(2) お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。</p> <p>(3) [ 略 ]</p> <p>(4) お客様に代理して配当金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金の受領割合等については、発行者による配当金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。</p> <p>(5) 発行者が、お客様の受領すべき配当金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金支払債務が消滅すること。</p> <p>(6) 当社がお客様に代理して受領した配当金は、お客様の預り金勘定口座に入金すること。</p>

新	旧
<p>(7) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。</p> <p>イ 特別口座に記載又は記録されている株式の名義人である加入者その他の機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者</p> <p>ロ、ハ [ 現行どおり ]</p> <p>4 登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。</p> <p>(振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等)</p> <p><u>第25条の2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国又は地域の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)</u></p> <p><u>2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国又は地域の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)</u></p> <p>(振替受益権の信託財産の配当等の処理)</p> <p><u>第25条の3 振替受益権の信託財産に係る配当金又は収益分配金等の処理、新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより処理することとします。</u></p> <p>(振替受益権の信託財産に係る議決権の行使)</p> <p><u>第25条の4 振替受益権の信託財産に係る株主総会(受益者集会を含む。以下同じ。)における議決権は、お客様の指示により当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。</u></p> <p>(振替受益権に係る議決権の行使等)</p> <p><u>第25条の5 振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。</u></p> <p>(振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等)</p>	<p>(7) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数比例配分方式を利用することはできないこと。</p> <p>イ 特別口座に記載又は記録されている株式の名義人である加入者その他の機構に対して株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者</p> <p>ロ、ハ [ 略 ]</p> <p>4 登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。</p> <p>[ 新 設 ]</p> <p>[ 新 設 ]</p> <p>[ 新 設 ]</p> <p>[ 新 設 ]</p>

新	旧
<p><u>第25条の6 振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。</u></p>	<p>[ 新 設 ]</p>
<p>(振替受益権の証明書の請求等)</p>	
<p><u>第25条の7 お客様は当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。</u></p>	<p>[ 新 設 ]</p>
<p>2 <u>お客様は、振替法第127条の27第3項の書面の交付を受けたときは、当該書面当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。</u></p>	
<p>(振替受益権の発行者への通知)</p>	
<p><u>第25条の8 当社は、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が総受益者通知において発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p>[ 新 設 ]</p>
<p>(総株主通知等に係る処理)</p>	<p>(総株主等の通知等に係る処理)</p>
<p><u>第26条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権にあっては信託の計算期間終了日、振替受益権にあっては受益権確定日。以下この条において同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。</u></p>	<p><u>第25条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。</u></p>
<p>2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知しま</p>	<p>2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主等の通知対象となる銘柄である振替株式等の発行者に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知しま</p>

新	旧
<p>す。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。</p>	<p>す。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。</p>
<p>3 [現行どおり]</p>	<p>3 [ 略 ]</p>
<p>4 <u>振替上場投資信託受益権の発行者が機構を通じて受益者登録ができる旨を定めている場合には、お客様は、当社に対し、信託の計算期間終了日における振替上場投資信託受益権に係る受益者登録の請求の取次ぎを委託していただくこととなります。</u></p>	<p>[ 新 設 ]</p>
<p><u>第27条、第28条</u> [現行どおり]</p>	<p><u>第26条、第27条</u> [ 略 ]</p>
<p>(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)</p>	<p>(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)</p>
<p><u>第29条</u> <u>振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替上場投資信託受益権</u>の取扱い廃止に際し、発行者が<u>新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券</u>を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する<u>新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券</u>の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該<u>新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券</u>は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。</p>	<p><u>第28条</u> <u>振替新株予約権付社債又は振替新株予約権</u>の取扱い廃止に際し、発行者が<u>新株予約権付社債券又は新株予約権証券</u>を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する<u>新株予約権付社債券又は新株予約権証券</u>の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該<u>新株予約権付社債券又は新株予約権証券</u>は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。</p>
<p>2 <u>当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替上場投資信託受益権</u>の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>2 <u>お客様は、振替新株予約権付社債又は振替新株予約権</u>の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
<p><u>第30条～第33条</u> [現行どおり]</p>	<p><u>第29条～第32条</u> [ 略 ]</p>
<p>(口座管理料)</p>	<p>(口座管理料)</p>
<p><u>第34条</u> 当社は、<u>振替決済口座</u>を開設したときは、その開設時及び<u>振替決済口座</u>開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</p>	<p><u>第33条</u> 当社は、<u>振替決済口座</u>を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</p>
<p>2 当社は、前項の場合、<u>配当金等の預り金</u>があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、<u>振替株式等に係る配当金等の支払い</u>のご請求には応じないことがあります。</p>	<p>2 当社は、前項の場合、<u>お客様からの預り金</u>があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、<u>振替株式等の配当金等の支払い</u>のご請求には応じないことがあります。</p>
<p>(当社の連帯保証義務)</p>	<p>(当社の連帯保証義務)</p>
<p><u>第35条</u> 機構が、<u>振替法等</u>に基づき、お客様（<u>振替法第11条第2項</u>に定める加入者に</p>	<p><u>第34条</u> 機構が、<u>振替法等</u>に基づき、お客様（<u>振替法第11条第2項</u>に定める加入者に</p>



新	旧
<p>限ります。) に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>(1) 振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分（振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、<u>振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務</u></p> <p>(2) 〔現行どおり〕</p> <p><u>第36条</u> 〔現行どおり〕 （解約等）</p> <p><u>第37条</u> 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(4) 〔現行どおり〕</p> <p>(5) お客様が<u>第41条</u>に定めるこの規定の変更に同意しないとき</p> <p>(6)～(8) 〔現行どおり〕</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。</p> <p>(1) 〔現行どおり〕</p> <p>(2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、<u>新株予約権者若しくは受益者</u>として記載又は記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、<u>特別優先出資者の申出、特別受益者の申出</u>における特別株主、特別投資主、<u>特別優先出資者若しくは特別受益者</u>であるとき</p> <p>(3) お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、<u>調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整優先出資数</u>又</p>	<p>限ります。) に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>(1) 振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分（振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金の支払いをする義務</p> <p>(2) 〔 略 〕</p> <p><u>第35条</u> 〔 略 〕 （解約等）</p> <p><u>第36条</u> 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(4) 〔 略 〕</p> <p>(5) お客様が<u>第40条</u>に定めるこの規定の変更に同意しないとき</p> <p>(6)～(8) 〔 略 〕</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。</p> <p>(1) 〔 略 〕</p> <p>(2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者若しくは新株予約権者として記載又は記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出若しくは特別優先出資者の申出における特別株主、特別投資主若しくは特別優先出資者であるとき</p> <p>(3) お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数に係る振替株式についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合</p>

新	旧
<p>は調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合</p> <p>3 [現行どおり]</p> <p><u>第38条</u> [現行どおり] (免責事項)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) <u>第32条</u>第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>(2)～(4) [現行どおり]</p> <p>(5) 前号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、又は<u>第19条</u>及び<u>第25条</u>による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>(6) [現行どおり]</p> <p>(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律第2条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。)に該当するものについて、次の第1号から<u>第3号</u>までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1)、(2) [現行どおり] [ 削 る ]</p> <p>(3) [現行どおり]</p> <p><u>第41条</u> [現行どおり]</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p> <p>平成21年1月5日 制 定 平成22年4月1日 一部改定 <u>平成22年7月1日</u> 一部改定</p>	<p>3 [ 略 ]</p> <p><u>第37条</u> [ 略 ] (免責事項)</p> <p><u>第38条</u> 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) <u>第31条</u>第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>(2)～(4) [ 略 ]</p> <p>(5) 前号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、又は<u>第18条</u>及び<u>第24条</u>による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>(6) [ 略 ]</p> <p>(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、<u>平成21年1月5日</u>において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法が施行されることに伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律第2条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第1号から<u>第4号</u>までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1)、(2) [ 略 ]</p> <p>(3) <u>当社は、施行日後1年を経過した後に、当社の定める方法によりお預りした株券等について廃棄等の処分を行うこと。</u></p> <p>(4) [ 略 ]</p> <p><u>第40条</u> [ 略 ]</p> <p style="text-align: right;">平成21年1月5日 制 定 平成22年4月1日 一部改正 大阪証券金融株式会社</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">国債振替決済口座管理規定</p> <p>(この規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振込国債」といいます。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を、当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定められるものです。</p> <p>第2条～第18条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p> <p>平成21年1月5日 制 定 平成22年4月1日 一部改定 平成22年7月1日 一部改定</p>	<p style="text-align: center;">国債振替決済口座管理規定</p> <p>(この規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。<u>平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」が施行されます。以下同じ。</u>）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振込国債」といいます。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を、当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定められるものです。</p> <p>第2条～第18条 [ 略 ]</p> <p style="text-align: right;">平成21年1月5日 制 定 平成22年4月1日 一部改正 大阪証券金融株式会社</p>
<p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規定</p> <p>(この規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う一般債（<u>株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「社債等に関する業務規程」に定める「一般債」をいいます。以下同じ。</u>）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。</p>	<p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規定</p> <p>(この規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。<u>平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」が施行されます。以下同じ。</u>）に基づく振替制度において取り扱う一般債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。<u>また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</u></p>

新	旧
<p>第2条～第20条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p> <p>平成21年1月5日 制 定 平成22年4月1日 一部改定 平成22年7月1日 一部改定</p> <p style="text-align: center;">短期社債等振替決済口座管理規定</p> <p>(この規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う短期社債等（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「社債等に関する業務規程」に定める「短期社債等」をいいます。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。</p> <p>第2条～第19条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p> <p>平成21年1月5日 制 定 平成22年4月1日 一部改定 平成22年7月1日 一部改定</p> <p style="text-align: center;">投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>(この規定の趣旨)</p>	<p>第2条～第20条 [ 略 ]</p> <p style="text-align: right;">平成21年1月5日 制 定 平成22年4月1日 一部改正 大阪証券金融株式会社</p> <p style="text-align: center;">短期社債等振替決済口座管理規定</p> <p>(この規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」が施行されます。以下同じ。）に基づく振替制度において取り扱う短期社債等に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。短期社債等の範囲は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p> <p>第2条～第19条 [ 略 ]</p> <p style="text-align: right;">平成21年1月5日 制 定 平成22年4月1日 一部改正 大阪証券金融株式会社</p> <p style="text-align: center;">投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>(この規定の趣旨)</p>

新	旧
<p>第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「社債等に関する業務規程」に定める「投資信託受益権」をいいます。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。</p>	<p>第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」が施行されます。以下同じ。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p>
<p>第2条～第7条 〔現行どおり〕 （担保の設定）</p> <p>第8条 お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。</p>	<p>第2条～第7条 〔 略 〕 （担保の設定）</p> <p>第8条 お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。</p>
<p>第9条～第19条 〔現行どおり〕</p> <p style="text-align: right;">大阪証券金融株式会社</p>	<p>第9条～第19条 〔 略 〕</p>
<p>平成21年1月5日 制 定 平成22年4月1日 一部改定 平成22年7月1日 一部改定</p>	<p>平成21年1月5日 制 定 平成22年4月1日 一部改正 大阪証券金融株式会社</p>
<p>〔 削 る 〕</p>	<p style="text-align: center;"><u>上場投資信託受益権振替決済口座管理規定</u></p>
	<p>（この規定の趣旨）</p> <p>第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」が施行されます。以下同じ。）に基づく振替制度において取り扱う振替上場投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定める</p>

新	旧
	<p><u>ものです。また、振替上場投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の株式等の振替に関する業務規程に定めるものとします。</u></p> <p><u>（振替決済口座）</u></p> <p><u>第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。</u></p> <p><u>2 振替決済口座には、振替法に基づき、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替上場投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権欄」といいます。）と、それ以外の振替上場投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。</u></p> <p><u>3 当社は、お客様が振替上場投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。</u></p> <p><u>（振替決済口座の開設）</u></p> <p><u>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p> <p><u>2 当社は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。</u></p> <p><u>3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。</u></p> <p><u>（契約期間等）</u></p> <p><u>第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。</u></p> <p><u>2 この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。</u></p> <p><u>（当社への届出事項）</u></p>

新	旧
	<p>第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。</p> <p>(加入者情報の取扱いに関する同意)</p> <p>第6条 当社は、原則として、振替決済口座に振替上場投資信託受益権に係る記載又は記録が行われた場合には、お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、当社が機構に対して通知する等、振替上場投資信託受益権の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)</p> <p>第7条 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)</p> <p>第8条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替上場投資信託受益権については、受益者登録のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(振替制度で指定されていない文字の取扱い)</p> <p>第9条 お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換を行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第10条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p>

新	旧
	<p>(1) <u>差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの</u></p> <p>(2) <u>法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの</u></p> <p>(3) <u>機構の定める振替制限日を振替日とするもの</u></p> <p>2 <u>お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。</u></p> <p>(1) <u>当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替上場投資信託受益権の銘柄及び口数</u></p> <p>(2) <u>お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別</u></p> <p>(3) <u>前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替上場投資信託受益権についての受益者の氏名又は名称及び住所並びに第1号の口数のうち当該受益者ごとの口数</u></p> <p>(4) <u>特別受益者（加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替上場投資信託受益権につき、他の加入者を受益者として受益者登録をすることを求める旨の申出をした場合における当該振替上場投資信託受益権に係る他の加入者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに第1号の口数のうち当該特別受益者ごとの口数</u></p> <p>(5) <u>振替先口座及びその直近上位機関の名称</u></p> <p>(6) <u>振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別</u></p> <p>(7) <u>前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替口数のうち受益者ごとの口数並びに当該受益者の氏名又は名称及び住所</u></p> <p>(8) <u>振替を行う日</u></p> <p>3 <u>前項第1号の口数は、その振替上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。</u></p> <p>4 <u>振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第5号の提示は必要ありません。また、同項第6号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。</u></p>



新	旧
	<p>5 <u>お客様が当社とのお取引のため、振替上場投資信託受益権を当社の振替決済口座へ振替える場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。</u></p> <p>6 <u>第2項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限ります。）を行うお客様は、同項第1号の振替上場投資信託受益権を同項第6号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替上場投資信託受益権の受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。</u>  <u>（他の口座管理機関への振替）</u></p> <p>第11条 <u>当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で振替上場投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している部店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。</u></p> <p>2 <u>前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。</u>  <u>（担保の設定）</u></p> <p>第12条 <u>お客様の振替上場投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。</u>  <u>（担保振替上場投資信託受益権の取扱い）</u></p> <p>第13条 <u>お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替上場投資信託受益権について、当社に対し、特別受益者の申出をすることができます。</u></p> <p>2 <u>お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保振替上場投資信託受益権の届出をしようとするときは、当社に対し、担保振替上場投資信託受益権の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</u></p> <p>3 <u>お客様は、担保振替上場投資信託受益権の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保振替上場投資信託受益権に</u></p>

新	旧
	<p><u>ついでに担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保振替上場投資信託受益権の口数についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保振替上場投資信託受益権の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</u></p> <p><u>(信託の受託者である場合の取扱い)</u></p> <p><u>第14条 お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替上場投資信託受益権について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。</u></p> <p><u>(振替先口座等の照会)</u></p> <p><u>第15条 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。</u></p> <p><u>2 お客様が振替上場投資信託受益権の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。</u></p> <p><u>3 お客様が当社に対する振替上場投資信託受益権の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。</u></p> <p><u>(抹消手続き)</u></p> <p><u>第16条 振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</u></p> <p><u>(分配金に関する取扱い)</u></p> <p><u>第17条 お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する分配金を受領する預金口座等の指定（以下「分配金振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。</u></p> <p><u>2 お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録分</u></p>

新	旧
	<p><u>配金受領口座」といいます。)への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の分配金を受領する方法(以下「登録分配金受領口座方式」といいます。)又はお客様が発行者から支払われる分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替上場投資信託受益権の口数(当該発行者に係るものに限ります。)に応じて当社に対して分配金の支払いを行うことにより、お客様が分配金を受領する方式(以下「受益権口数比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の分配金振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。</u></p> <p>3 <u>お客様が前項の受益権口数比例配分方式の利用を内容とする分配金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>(1) <u>お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替上場投資信託受益権の口数に係る分配金の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。</u></p> <p>(2) <u>お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替上場投資信託受益権の口数に係る分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。</u></p> <p>(3) <u>当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。</u></p> <p>(4) <u>お客様に代理して分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの分配金の受領割合等については、発行者による分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。</u></p> <p>(5) <u>発行者が、お客様の受領すべき分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する分配金支払債務が消滅すること。</u></p> <p>(6) <u>当社がお客様に代理して受領した分配金は、お客様の預り金勘定口座に入金す</u></p>

新	旧
	<p><u>ること。</u></p> <p><u>(7) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、受益権口数比例配分方式を利用することはできないこと。</u></p> <p><u>イ 機構に対して受益権口数比例配分方式に基づく加入者の分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者</u></p> <p><u>ロ 機構加入者</u></p> <p><u>4 登録分配金受領口座方式又は受益権口数比例配分方式を現に利用しているお客様は、分配金振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。</u></p> <p><u>(受益者登録の請求等に係る処理)</u></p> <p><u>第18条 当社は、振替上場投資信託受益権について、機構に対し、機構が定めるところにより、信託の計算期間終了日における受益者の氏名又は名称、住所、受益者の口座、受益者の有する振替上場投資信託受益権の銘柄及び口数、その他機構が定める事項を報告します。</u></p> <p><u>2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、受益者登録の対象銘柄である振替上場投資信託受益権の発行者に対し、受益者の氏名又は名称、住所、受益者の有する振替上場投資信託受益権の銘柄及び口数、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、受益者として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から受益者として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る受益者の報告によって報告された口数を合算した口数によって、登録を行います。</u></p> <p><u>3 機構は、発行者に対して通知した前項の通知受益者に係る事項について、信託の計算期間終了日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。</u></p> <p><u>(お客様への連絡事項)</u></p> <p><u>第19条 当社は、振替上場投資信託受益権について、残高照合のための報告をお客様にご通知します。</u></p> <p><u>2 前項の残高照合のための報告は、振替上場投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の取引部</u></p>

新	旧
	<p><u>店の責任者に直接ご連絡ください。</u></p> <p><u>3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</u></p> <p><u>4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</u></p> <p><u>（振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求）</u></p> <p><u>第20条 お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面（振替法第277条に規定する書面をいいます。）の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供をすることを請求することができます。</u></p> <p><u>2 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。</u></p> <p><u>（届出事項の変更手続き）</u></p> <p><u>第21条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</u></p> <p><u>2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替</u></p>

新	旧
	<p><u>上場投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</u></p> <p><u>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。</u></p> <p><u>(機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意)</u></p> <p><u>第22条 機構から当社に対し、お客様の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>(口座管理料)</u></p> <p><u>第23条 当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</u></p> <p><u>2 当社は、前項の場合、お客様からの預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替上場投資信託受益権の収益分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。</u></p> <p><u>(当社の連帯保証義務)</u></p> <p><u>第24条 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</u></p> <p><u>(1) 振替上場投資信託受益権の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替上場投資信託受益権の超過分（振替上場投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の収益分配金等の支払いをする義務</u></p> <p><u>(2) その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</u></p> <p><u>(機構において取り扱う振替上場投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)</u></p> <p><u>第25条 当社は、機構において取り扱う振替上場投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。</u></p>

新	旧
	<p>2 <u>当社は、当社における振替上場投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。</u></p> <p><u>(解約等)</u></p> <p><u>第26条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替上場投資信託受益権を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</u></p> <p><u>(1) お客様から解約のお申出があった場合</u></p> <p><u>(2) お客様が手数料を支払わないとき</u></p> <p><u>(3) お客様がこの規定に違反したとき</u></p> <p><u>(4) 口座残高がない場合</u></p> <p><u>(5) お客様が第29条に定めるこの規定の変更不同意なとき</u></p> <p><u>(6) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p><u>(7) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u></p> <p><u>(8) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>2 <u>次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替上場投資信託受益権を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。</u></p> <p><u>(1) お客様の振替決済口座に振替上場投資信託受益権についての記載又は記録がされている場合</u></p> <p><u>(2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保振替上場投資信託受益権に係る受益者として記載又は記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別受益者の申出における特別受益者であるとき</u></p> <p>3 <u>前2項による振替上場投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、収益分配金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちににお支払いください。</u></p>

新	旧
	<p><u>(緊急措置)</u></p> <p><u>第27条 法令の定めるところにより振替上場投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。</u></p> <p><u>(免責事項)</u></p> <p><u>第28条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</u></p> <p><u>(1) 第21条第1項による届出の前に生じた損害</u></p> <p><u>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替上場投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</u></p> <p><u>(3) 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、振替上場投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</u></p> <p><u>(4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替上場投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</u></p> <p><u>(5) 前号の事由により振替上場投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第17条による分配金の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</u></p> <p><u>(6) 前条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</u></p> <p><u>(この規定の変更)</u></p> <p><u>第29条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p style="text-align: right;">平成21年1月5日 制定 平成22年4月1日 一部改正 大阪証券金融株式会社</p>